

バーゼル 実施と Hague 条約批准・UNIDROIT 条約成立の課題

早稲田大学 久保田 隆

国際金融法制は現在、抜本的に変わりつつある。すなわち、銀行の自己資本比率規制に関するバーゼル が 2006 年末（日本は 2007 年 3 月期）以降段階的に実施予定であるほか、ペーパーレス化された証券決済に関して 抵触法統一（どこの国の法律を適用するかに関するルール統一）を図る Hague 条約の批准と 実質法統一（各国の倒産法などの規定内容の統一）を図る UNIDROIT 条約の策定が目下検討中である。しかし、理念どおり円滑に事が運んでいるかということと必ずしもそうではない。そこで、本報告では法学者の観点から現状を分かり易く解説し、読み解くこととしたい。

（１）バーゼル 実施

昨年（2006年）の金融学会で報告されたように、各国金融監督当局は現在、バーゼル 実施に備えて定量的影響度調査（QIS）や国内規制の見直し作業を進めており、QIS の後に予備計算、最終的な算定式の掛け目決定へと続くタイトなスケジュールをこなしている。しかし、最も先進的と思われる米国でも、QIS の計算方法に銀行間のコンセンサスが得られずスケジュールが遅れている上、関連法案を提出したり基準簡素化を求める連邦議会の動きが活発化しつつある。一方、バーゼル の審議にあまり関与できなかったのに事実上拘束される途上国等においては今後反発も予想される。

（２）Hague 条約批准と UNIDROIT 条約策定

国際的なペーパーレス証券決済を円滑に行うには、各国法の内容が均一であることが望ましい。このため、抵触法統一を図る Hague 条約（Hague Convention on the law applicable to certain rights in respect of securities held with an intermediary）が 2002 年 12 月にハーグ国際私法会議で採択され、実質法統一を図る UNIDROIT 条約が 2005 年 5 月以降策定審議中であるが、何れも批准や策定が順調に進んでいない。Hague 条約に対しては、2004 年末には各国が批准するものと見られたが、グローバル・カストディアンを有する英米が批准を呼びかけるのに対し、仏西等の反発を受けた EU が批准せず、日本など各国は様子見を続けている。EU では慎重な影響度調査を行った上で批准の是非を考える方針のため、暫く時間を要する見通しである。一方、UNIDROIT 条約は Hague 条約よりも各国の法秩序に与える影響が大きいと見られ、成立に 5 年程度はかかると思われる。

（３）本報告

本報告では、バーゼル と Hague 条約・UNIDROIT 条約の現状が提起する課題について、報告日までに新たに生じる事態を加味しつつ、国際金融法学の観点から検討する。

（４）参考文献

久保田隆「バーゼル 実施と Hague 条約批准・UNIDROIT 条約成立の課題」比較法学（早稲田大学比較法研究所）第 39 巻所収（2005 年 1 月刊行予定）

以上